

兵庫きのこ研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は兵庫きのこ研究会(SSF-Hyogo :Society for the Study of Fungus Hyogo)と称する。

(目的)

第2条 本会の目的は次のとおりとする。

- 一 キノコについて学び、あるいは研究したい人を支援します。
- 二 キノコについて一定の知見を持った人材を育成します。
- 三 キノコに関する情報を社会に広め自然に関する正しい認識に寄与します。

(事務所)

第3条 本会の事務所を総会において定める連絡先に置く。

第2章 組織

(会員)

第4条 この会の会員は、正会員、家族会員、学生会員および特例会員とする。

2. 正会員は、本会の目的に沿って自主的な活動を行う者とする。
3. 家族会員は、正会員の家族で本会の目的に沿って自主的な活動を行う者とする。
4. 学生会員は高校生以上とする。ただし、社会人学生は除く。
学生会員が家族を家族会員として登録することはできない。
5. 正会員のうち、別に定める特例要件を満たす者は、会員区分を正会員から特例会員に変更できる。

(入会)

第5条 本会の目的に賛同して入会を希望する者は、別に定める入会手続きにより入会することができる。

ただし、新規入会希望者は電子メールによる会務連絡が可能な者のみとする。

(会費)

第6条 会員は別に定める年会費を毎年度前納しなければならない。

(会員の権利、義務)

第7条 会員は次の権利を有する。

- 一 正会員および学生会員は総会における議決権、役員選挙権、被選挙権を有する。なお、家族会員および特例会員はこれらの権利は有しない。
 - 二 正会員、学生会員および特例会員は会報その他本会の刊行物、会誌の配布を受けることができる。
 - 三 正会員、家族会員および学生会員は本会主催の事業に参加することができる。
2. 会員は会務の遂行およびイベント運営に協力する義務を負う。

(退会)

第8条 会員は退会しようとするときは別に定める手続きにより届け出なければならない。

2. 会費を指定期限までに納入しなかったときは、会員資格継続の意思がないものとみなし、前会計年度末をもって退会したものとす。但し、未納に特段の事情が認められるときは、この限りではない。

(休会)

第8条の2 会員はやむを得ない事情が生じた場合、別に定める手続きにより、会の活動への参加を一定期間一時的に休止することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、役員会は全役員の四分の三以上の同意により除名処分することができる。

- 一 本会の目的、会則に反し、本会の名誉、信頼、権益を著しく損なわせた場合。
- 二 暴力その他正当な理由なくして本会の活動を妨げた場合。
- 三 本会の立場で政治、宗教、営利活動を行った場合。

(役員)

第10条 本会は会務の遂行のため、役員を置く。

2. 役員は互選により、次の五役を置くことができるものとする。

- 一 事務局長
- 二 事務局次長
- 三 総務部長
- 四 会計長
- 五 監査役

3. 本会は円滑な会務運営のため、会員より相談役を置くことができるものとする。

(役員を選出)

第11条 役員は会員の中から互選し、総会の承認を得るものとする。

2. 前項に拘わらず、役員に欠員が生じた場合または緊急に増員の必要が生じた場合に限り、役員会の議決により会員の中から役員を選出することができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とし、再選は妨げない。但し、補充または増員による役員任期は次期改選期までとする。

2. 役員は後任者が就任するまで引き続きその任務を行う。

(役員任務)

第13条 役員任務は、会員の活動に必要な企画、連絡、調整、会費の徴収執行管理、情報の収集管理、広報、渉外、その他会の運営に必要な事項とする。

2. 五役の任務は次のとおりとする。

- 一 事務局長 会全体の連絡調整、会務の統括および渉外における代表
- 二 事務局次長 事務局長の補佐、ならびに代理
- 三 総務部長 会議の記録、会の広報
- 四 会計長 会費の徴収、必要経費の支出、予算の執行管理、決算
- 五 監査役 活動および会計の監査

第3章 活動

(活動内容)

第14条 本会の目的を達するため次の活動を行う。

- 一 本会の主宰する事業として、キノコ、菌類に関する学術的、文化的な継続事業
- 二 本会の主催する行事として、会員等に対しキノコに関する知見を広めるための催し等
- 三 会員の活動を支援する事業として、会員の活動の場の提供、技術的支援
- 四 本会の活動、会員活動に関する情報交換のための広報活動
- 五 キノコに関連した専門的知識等を要する場における他団体等との交流
- 六 他団体からの依頼に基づく講師派遣及び指導員養成

(活動に関する補則)

第15条 本会の活動の立場は政治的、宗教的に中立とし、営利を目的としない。

2. 会員が前条の活動に参加する場合、活動中に生じるかもしれない人的物的損害に対する保険等の危険負担対処策は会員が自ら講じなければならない。

第4章 会議

(総会)

第16条 本会の議決機関の最高位の間として総会を設ける。

2. 総会は役員申し出により開催する。
3. 毎年度の終了ごとに通常総会を開く。

(臨時総会)

第17条 次の場合は臨時総会を開催しなければならない。

- 一 役員申し出による時は役員会により必要と決議されたとき
- 二 正会員の3分の1以上から会議の目的を明示して請求があったとき
2. 監査役は、本会の活動を監査する立場から必要があると認めるときは臨時総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第18条 この会則に定めるもののほか、次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 一 会則の改定
- 二 事業計画
- 三 予算及び決算
- 四 本会財産の設置及び処分
- 五 本会の解散及び清算
- 六 会費の額及び徴収方法
- 七 前各号に掲げるもののほか、役員会で必要と認められた事項

(議決)

第19条 総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。但し、次の各号の場合は出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 一 会則の改定
- 二 本会の解散及び清算

(役員会)

第20条 役員会は第10条に定める役員をもって組織し、会務の執行に必要な役員会事務を審議・議決する。

- 一 本会の広報に関する事務
- 二 本会主催の事業、行事等の企画、実施に関する事務
- 三 部会活動の支援、調整に関する事務
- 四 渉外事務

- 五 予算案の作成
- 六 会務の分担、調整
- 七 その他会務の執行に必要な事務

2. 役員会は定例的に開催する定例役員会、および必要に応じ臨時的に開催する臨時役員会（急を要する場合はメール等による持回り役員会とする）とする。

(部会)

第21条 会員は本会の目的とするところに沿い、特定の主題に基づく活動を行うグループとして部会を設置することができる。

- 2. 部会には部会長を置く。
- 3. 部会の設置については役員会に届出て承認を得なければならない。

第5章 会計

(会計)

第22条 本会の経費は入会金、会費、助成金、寄付金、その他をもって充てる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は1月1日から同年12月31日までとする。

(収支決算および事業報告)

第24条 会計長は、事業年度終了後、遅滞なく収支決算書、事業報告書を作成し、監査役の監査を受け、その意見書を付して総会に提出しなければならない。

第6章 雑則

(慶弔)

第25条 正会員の結婚、死亡に際し、祝意あるいは弔意を表する。

(細則規定)

第26条 この会則の施行について必要な規定は役員会で細則に定める。

付則

本会則は2001年1月28日から施行する。

本会則は2002年2月2日から施行する。

本会則は2004年2月1日から施行する。(第6条、第10条関係)

本会則は2005年2月6日から施行する。(第10条関係)

本会則は2011年1月23日から施行する。(議決日1月23日)

本会則は2012年1月29日から施行する。(議決日1月29日)

- ・第6条第2項 保険加入の義務削除
- ・第10条第1項第1号 事務局次長3名を5名以内と改定、第2項を会の代表を追加
- ・第15条第2項自己責任の明示を追加
- ・第20条第1項第6号に役員会審議事項として会務の分担・調整を追加

本会則は2013年2月3日から施行する。(議決日2月3日)

- ・第4条第2項 特例会員の種別を廃し、特例の用件を細則規定に移行。

本会則は2015年1月25日から施行する。(議決日1月25日)

- ・第10条、第13条 役員構成と任務の改定

本会則は2022年2月11日から施行する。

(電子メールおよび郵送による決議(返信締切2月10日))

- ・会員の種類、会務連絡方法等に関する改定